

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成21年8月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

オリックス・アルファ株式会社 取締役社長 坂本 修二

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）富谷大清水21プロジェクト

黒川郡富谷町大清水二丁目13番1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

オリックス・アルファ株式会社 取締役社長 坂本 修二

東京都港区芝三丁目22番8号

4 変更しようとする事項

（1）駐車場の収容台数

（変更前）316台

（変更後）258台

（2）駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）162台

（変更後）149台

（3）荷さばき施設の位置

（4）廃棄物等保管施設の位置及び容量

（変更前）84.26m³

（変更後）62.45m³

（5）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベルプラス（開店時刻）午前9時（閉店時刻）午後10時

株式会社AOKI（開店時刻）午前10時（閉店時刻）午後9時

株式会社ケイ・コーポレーション

（開店時刻）午前10時（閉店時刻）翌午前2時

未定（開店時刻）午前9時（閉店時刻）午後10時

（変更後）株式会社ベルプラス（開店時刻）午前9時（閉店時刻）午後10時

株式会社サンドラッグ（開店時刻）午前9時（閉店時刻）午後10時

株式会社西松屋チェーン

（開店時刻）午前10時（閉店時刻）午後8時

株式会社ケイ・コーポレーション

（開店時刻）午前9時（閉店時刻）翌午前2時

（6）駐車場の自動車の出入口の位置

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前7時から午後10時まで

荷さばき施設② 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設③ 午前8時から午後10時まで

(変更後) 荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設② 午前6時から午後10時まで

5 変更の年月日

平成22年3月31日

6 届出年月日

平成21年7月30日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び富谷町役場

8 縦覧期間

平成21年8月14日から平成21年12月14日まで(ただし，閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。